

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について(建築物)

1 改正の趣旨

令和4年7月から8月にかけて建築局で意見公募を実施した横浜市福祉のまちづくり条例施行規則(以下、規則と表記)の一部について、横浜市福祉のまちづくり条例(以下、条例と表記)に基づく「横浜市福祉のまちづくり推進会議(※1)」の下部組織である「専門委員会(※2)」において、規則改正内容の一部を改めるべきと、ご意見をいただいたことから改正内容を再検討しました。

※1...学識経験者、障害者団体代表(障害当事者)、子育て団体代表、建築・交通事業者、市民公募委員、行政関係者など 23 名で構成(条例第7条)

※2...推進会議において設置を決定する。学識経験者、障害者団体代表(障害当事者)、建築・ホテル事業者、行政機関など 12 名で構成(条例第7条第3項)

2 改正概要

指定施設整備基準において、床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の共同住宅における移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごの幅に関するただし書き規定を削除します。これにより共同住宅のエレベーターのかごの幅は、140cm以上必要となります。(施行予定日:令和5年 10 月1日)

| 現行 | 前回改正案 (当初の規則改正素案) | 今回改正案 |
|--|---|--|
| <p>別表第9 備考 17 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。<u>(ただし、車いす使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合は、この限りではない。)</u></p> <p>(ア) 籠の幅は、140 cm以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> | <p>別表第9 備考 17 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること(ただし、貫通型で車いす使用者の利用に支障が無い場合に限り適用しない)。</p> <p>(ア) 籠の幅は、140 cm以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> | <p>別表第9 備考 17 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること(_____)。</p> <p>(ア) 籠の幅は、140 cm以上とすること。</p> <p>(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> |

3 その他

令和4年7月から8月にかけて意見公募を実施した当初の規則改正については、以下のページをご覧ください。

・横浜市公式トップページより

トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>福祉のまちづくり

>福祉のまちづくり条例・規則>条例と規則の改正について>規則の改正について

・URLは以下の通りです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/jorei/kaisei/fukumachikisokukaise.html>